

東松山市

訪問理美容サービスについて

(利用者用)



※用語

登録事業者・・・店舗、事業所で市に登録したもの

登録従事者・・・店舗に所属する理・美容師で、市に登録した者

【対象者】

市内に住所を有する要介護2以上で、外出困難な65歳以上の在宅高齢者。
ただし、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームに入所
・入居している者は対象外です。

【事業の内容】

利用者の自宅を登録従事者が訪問し、頭髪の刈込み・カット等を行います。

【費用負担】

市は出張費を負担します。

出張費以外の実費（カット料など）は利用者負担です。



【事業者等の資格】

- ・登録従事者は、店舗を有する事業所に属している方に限ります。
- ・保健所に「出張理容届・出張美容届」の提出が必要です。

【利用者の登録手順】

- ① 市に東松山市訪問理美容サービス事業利用申請書を提出します。
(同申請書において訪問調査の結果及び主治医意見書の閲覧・利用に同意ください。)
- ② 市より東松山市訪問理美容サービス事業利用決定・却下通知書を送付します。
その際に東松山市訪問理美容サービス事業利用券、登録事業者一覧表を同封します。

利用券：年間最大 4 枚
(年度末までの月数を 3 で除して、
端数が出たら切り上げた数)



※毎年の申請手続きは不要です。翌年度は年度当初に利用券等をお送りします。

※利用券を他の者に譲渡等をしてはいけません。

※上記【対象者】の要件に合わなくなった場合や利用しなくなった時には、東松山市訪問理美容サービス事業利用中止届の提出、利用券の返却をお願いします。

【事業の流れ】

- ① 【利用者】登録事業者一覧表より選んだ店舗に電話をして、日程などの調整をします。技術料なども、この時にご相談してください。

※サービス実施時には、ご家族の立会いをお願いします。

- ② 【利用者】カット等が終わったら、出張費以外の技術料の支払いをします。

利用日を記載した利用券を登録従事者へ 1 枚渡してください。



- ③ 【登録事業者】事業実施後の翌月 10 日までに、東松山市訪問理美容実施報告書兼請求書に利用券を添えて市に請求します。
- ④ 【市】内容確認後、東松山市訪問理美容サービス事業支払額確定通知書を送付し、出張費を登録事業者に直接支払います。



【お問合せ先】 東松山市役所 高齢介護課

電話 0493-21-1406 FAX 0493-22-7731